

## 会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回守谷市人権施策推進協議会		
開催日時		令和3年11月2日（火） 開会：10時00分 閉会：11時55分		
開催場所		守谷市文化会館 会議室		
事務局（担当課）		生活経済部 人権推進課		
出席者	委員	下村会長，月岡副会長，櫻井委員，上田委員，渡辺委員， 池田委員，田上委員，田中委員，松本委員，飯嶋委員， 深田委員 <span style="float: right;">計11名</span>		
	事務局	松丸市長，飯塚生活経済部長，笠見人権推進課長，松井文化会館長 教育委員会教育指導課：黒井指導主事 <span style="float: right;">計 5名</span>		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
公開不可の場合はその理由		—		
会議次第		1 開 会 2 あいさつ 3 委嘱状交付 4 議 題 (1) 会長，副会長の選任について (2) 守谷市人権施策推進基本計画について (3) 令和元年度及び令和2年度 守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について (4) その他 5 閉 会		

確定年月日	会議録署名
令和4年1月17日	守谷市人権施策推進協議会 会 長 下 村 順 一

## 審 議 経 過

### 1 開 会

事務局：(配付資料確認)

(委員出欠報告)

本日の会議は、高木委員と海老原委員の2名が欠席です。委員総数は13名で本日の出席委員は11名です。半数以上の委員が出席していますので、守谷市人権施策推進協議会設置要綱第4条第2項の規定により、本日の会議は成立します。

(会議の公開、傍聴者報告)

「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本会議を公開とし、1名の傍聴者があることを報告します。

### 2 あいさつ

松丸市長：昨今、東京都の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」と記載）の感染者数が一桁になったという報道がありました。守谷市においては、当初予想したよりも少ない感染者数に抑えられています。近隣の市町村からは、「東京に近いのになぜ感染者が少ないのか。秘策でもあるのか。」ということも訊かれました。これもひとえに守谷市民の皆様の意識の高さにあると思います。改めて感謝を申し上げます。当協議会はコロナ禍のため2年ぶりの開催となります。近頃では、コロナ禍における医療従事者への差別やインターネットによる誹謗中傷など、掴みどころのない差別が起きています。こうした差別の解消のためには、一人一人の意識が大切だと思います。2年ぶりの協議会開催ということで、長時間にわたる協議となることと思いますが、審議のほどよろしくお願ひします。

### 3 委嘱状交付

事務局：(委員を代表して、櫻井委員に市長から委嘱状を交付)

委員の任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

名簿の順に、委員を紹介します。

学識経験者 櫻井 康雄 様

守谷市国際交流協会 上田 敏雅 様

守谷市男女共同参画推進委員会 月岡 仁子 様

守谷市シニアクラブ連合会 高木 次郎 様

守谷市障がい者相談員 渡辺 みつ代 様

取手地区保護司会守谷支部 下村 順一 様

人権擁護委員 池田 昇 様, 海老原 紀奈子 様

守谷市民生委員児童委員連合協議会 田上 弘 様

部落解放愛する会茨城県連合会守谷支部 田中 一志 様

部落解放同盟全国連合会茨城県連合会守谷支部 松本 実 様

市民公募 飯嶋 章 様, 深田 眞 様

次に事務局職員を紹介します。

生活経済部長 飯塚 俊雄

人権推進課長 笠見 高志

人権推進課文化会館長 松井 貫太

守谷市教育委員会教育指導課指導主事 黒井 孝広

#### 4 議 題

**事務局：**議題に入る前に、協議をお願いします。「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」では、会議録の作成及び公表について、「発言者の氏名は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りではない。」と規定しています。市としては、会議で承認を得られたものは、会議録に発言者の氏名を記載し、ホームページに掲載することにしています。本日の会議の会議録について、発言者の氏名記載の是非について協議願います。

今回は、(委員改選後の初めての会議のため)会長、副会長が不在です。会長が選出されるまでの議事進行は、松丸市長をお願いします。

**松丸市長：**本日の会議録について、発言者の氏名を記載するかどうかを協議したいと思います。意見のある方はお願いします。

(意見なし)

**松丸市長：**本日の会議録は、発言者の氏名を記載することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**松丸市長：**それでは、本日の会議録は発言者の氏名を記載することにします。

##### (1) 会長、副会長の選任について

**松丸市長：**会長、副会長の選出を行います。守谷市人権施策推進協議会設置要綱第3条第1項の規定により、「会長及び副会長は委員の互選とする」となっています。どのように選出したらよいか、意見ををお願いします。

(「事務局一任」の声あり)

**松丸市長：**事務局から案をお願いします。

**事務局：**会長に下村委員、副会長に月岡委員を推薦します。

**松丸市長：**事務局案について、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**松丸市長：**それでは、会長に下村委員、副会長に月岡委員を選出します。この後の議事進行は、下村会長をお願いします。

**事務局：**それでは、会長及び副会長からあいさつをお願いします。

**下村会長：**ただいま会長職を仰せつかりました下村です。ここにいる先生方、諸先輩方を前にして甚だ恐縮ですが、人権施策についてはまだまだ勉強中の身です。委員の皆様

には、当協議会の目的について共通認識のもと、微力ながら会長職として頑張っておりますのでよろしくお願いします。この会議では、各事業の課題を整理し、今後の人権施策に反映させて各事業が円滑、且つ効果的に実施できるよう提言等を行っていき、ひいては人権が全ての市民に平等に保障される地域社会の実現につなげられるようにしたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。

**月岡副会長：**ただいま副会長に選出されました月岡です。「人権」とはとても難しい言葉ですが、人間が豊かに幸せに生きるための基本的な言葉だと思っています。本日は、皆様といろいろなことを協議していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

**事務局：**ありがとうございます。松丸市長は次の公務がありますので、ここで退席します。それでは、下村会長に議事進行をお願いします。

## (2) 守谷市人権施策推進基本計画について

**下村会長：**事務局から説明をお願いします。

**事務局：**(主に、基本計画にある施策の体系について説明)

**下村会長：**意見、質問がありましたらお願いします。

**飯嶋委員：**分野別施策の中に「感染症・難病患者等」というものがありますが、今回の「コロナ」についてはどのような施策、事業がありますか。

**事務局：**平成25年3月の基本計画策定から見直しをしていませんので、「コロナ」に関する施策等は盛り込まれていません。ただし、ここ2年ほど感染症の拡大があり、それに伴った差別の問題も起きています。県から送付されたパンフレットの配布や同じく県で作成された動画を市のホームページに掲載しました。また、県にコロナ差別に関する相談窓口がありますので、市役所にある市政モニターでその周知なども行っています。市に直接相談が寄せられたことはありません。

**飯嶋委員：**今後、この計画の中に盛り込まれていくということでしょうか。

**事務局：**「感染症・難病患者等」という枠の中で必要になってくると思います。

**下村会長：**ほかに何かありますか。ないようでしたら、次の議題に移ります。

## (3) 令和元年度及び令和2年度

### 守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について

**下村会長：**事務局から報告をお願いします。

**事務局：**(令和元年度及び2年度に協議会を開催していないため、2年度分の事業調査を資料1「令和元年度 人権施策関連事業調査」及び資料2「令和2年度 人権施策関連事業調査」に基づき報告)

(基本的施策の①人権教育の推進②人権啓発の推進③相談・支援体制の充実、分野別施策の①女性の人権②子どもの人権まで報告したところで委員から提案があった。)

**深田委員：**全ての施策、分野を一気に報告されてしまうと分からなくなってしまうので、分野ごとに質疑を受けてもらいたいのですが。

**下村会長：**それでは、ただいま報告のあった三つの基本的施策と分野別施策の「女性の  
人権」、「子どもの人権」まで、質疑のある方はお願いします。

**深田委員：**「子どもの人権」のところで、所管課が令和元年度は「児童福祉課」となっ  
ているものが、令和2年度は「のびのび子育て課」になっています。所管課が変わったの  
ですか。

**事務局：**令和3年度の市役所の組織改編で、もともと「児童福祉課」で行っていた事業  
を二つに分けて、「すくすく保育課」と「のびのび子育て課」を設置したものです。

**田上委員：**令和2年度の調査報告の中で、1ページの最下段、【人権メッセージ等の募集】  
の「課題、対策及び効果」に「どのくらいの生徒の作品が作成されたのか把握していな  
い」との記述があります。事業を行う中で、どのくらいの応募があったのか、盛りあが  
っているのかを把握するのは当然だと思います。所管課である人権推進課としてどのよ  
うに考えていますか。

**事務局：**人権に関する習字と人権メッセージの選出は各学校に依頼していますので、こ  
れまでは選ばれた作品だけを提出してもらっていました。この事業の目的は全ての児童  
生徒に人権について考える機会を持ってもらうことです。令和3年度からは作品の提出  
とともに応募数も報告してもらうようにしました。来年度の調査報告では作品数と応募  
数を示すことができると思います。

**田上委員：**作品が優秀かどうかではなく、意識づけが大事だと思います。次に、令和元  
年度の調査報告の3ページの最下段に「人権教育講演会」とあります。どのくらいの方  
が参加しているのですか。

**事務局：**中央公民館のホールで行っていますので、約400名の参加があります。

**深田委員：**子どもの不登校やいじめの問題に関して訊きます。新聞報道などでいじめの  
事件があったときに、「第三者委員会」というものが記載されます。守谷市では「第三  
者委員会」に関して、事前準備として要綱や人選などの取り決めはあるのでしょうか。

**事務局：**問題が起こったときにすぐに対応できるように準備は進めています。第三者委  
員会には、スクールカウンセラーに入ってもらっています。

**田上委員：**令和2年度の調査報告の2ページ、「ウ 教職員の資質向上、【人権教育啓発】」  
に、「守谷市に初めて赴任してきた教職員などを対象に人権教育の理解と啓発を図る」と  
あります。これは、他の市町村でも行われていることなのですか。行われているとした  
ら、他の市町村と守谷市で情報交換なども実施しているのですか。

**事務局：**毎年、初任者（新任者）の教員は、県全体で行う研修の中で人権教育の講座を  
受講していますので、一定レベルの人権に関する意識は確保されていると思います。そ  
の上で、守谷市に赴任する教員には、市役所の人権担当部署から守谷市の課題について  
説明を受けているということです。情報交換については、3年に一度、県の人権担当部  
署から直接指導を受けており、その中で他の市町村の状況を聞いています。必要なとき  
には、他の市町村と直接話し合いなどを持つべきだと考えます。

**田上委員**：先生方は異動が多いので、赴任先によって人権問題への取り組みに差があると困ります。人権問題は継続して考え、理解し、取り組んでいく必要があると思います。

**下村会長**：令和2年度の5ページ（相談・支援体制の充実、相談・支援に関する取組の充実）の人権相談です。令和2年度はコロナ禍の影響で相談件数が2件ということですが、令和元年度以前の状況（相談件数）はどのようになっているのでしょうか。

**池田委員**：例年報告にある件数はこなしています。相談日に人権擁護委員の都合がつかず、委員2名で3、4件を受けたこともありました。ここ2年間は、コロナ禍で県のステージによって人権擁護委員の活動を停止する指示が水戸地方法務局から出され、人権相談もできない時期がありました。令和3年も、10月末ごろから理事会などの会合や相談業務などが再開されました。

**事務局**：人権相談が中止になった際には、ホームページに「緊急の場合は、人権推進室（当時）へ連絡を。」といった周知もしましたが、特に相談は寄せられませんでした。推測ですが、「人権相談」というと間口が広くなり、現在は「DV」や「金銭トラブル」といった個別の案件に対する相談窓口が国や県に設置されていますので、問題が明確な場合は直接その窓口へ問い合わせるケースが増えていると思います。

**下村会長**：冒頭に質問があったコロナに関する相談はありましたか。

**事務局**：コロナに関する相談はありませんでした。しかし、令和2年の11月ごろ、「4月、5月に市内の医療機関の職員が「コロナ差別」を受けた」ということを聞きました。その医療機関に問い合わせたところ、「確かに差別はあり、病院にも相談があった。4月ごろはまだ感染症に関する情報が浸透しておらず、世間もパニック状態にあったようで、最近では認知が進んだのかこうした問題は沈静化している。」とのことでした。

**櫻井委員**：2ページの中段、【人権教育総合推進地域事業（守谷中学校区）】で平成30年度から令和2年度までの3年間、国と県から指定を受けたとあります。この間で新しく分かったこと、改めて認識された大事なことなどがあつたら教えてください。また、5ページの下から2段目、【適応指導教室の実施】、元年度より2年度が多くなっているのは、コロナ関係で生活のリズムが変わって増えていると思いますが、今年度（3年度）の状況はどのようになっていますか。私は、4月から古河市の適応指導教室の指導員をやっています、子どもたちへの指導に当たって大切なことを教えてもらいたいのでお訊きします。

**事務局**：令和2年度調査の1ページの下から2段目に「医療従事者にマスクにメッセージを添えて寄贈する活動を行った（守谷中学校）。」とあります。また、2ページの中段に、【人権教育講演会】として総合守谷第一病院の西村先生に講演をしていただきました。この二つは連携したもので、講演を聴いた中学生が、医療従事者の方にマスクを贈ろうと行動したものです。【人権教育総合推進地域事業（守谷中学校区）】に指定され、また、「推進基本計画」（25ページ）にも「学校教育における人権教育」の中で「様々な場面において具体的な実践行動が現れるような取組を進めます。」との記述があるとおり、中学生のこうした活動が成果として表れていると思います。

【適応指導教室】ですが、体験的な児童生徒を含めて、現在15名程度がいます。【教室】では元教員が指導に当たっているのですが、学校での集団生活に適応することが難しい子どもたちですので、個々の状況に応じて対応しているのが実情です。また、学校の担任が【教室】を訪ねたり、【教室】から児童生徒の様子を報告したり、学校との関係が切れないようにしています。さらに、今年度から学校内にも「相談室」を設け、適応が困難な児童生徒が教室に入る一つ手前の居場所づくりを行っています。

**深田委員：**関連で、【人権教育総合推進地域事業】の指定校は毎年同じ学校なのですか。

**事務局：**平成30年度から令和2年度までの3年間、守谷中学校区が国と県から指定を受けたということです。今年度は守谷市内で指定を受けている学校はありません。ただ、指定がなくなったからといって人権教育に関する取り組みをやめてしまうということではなく、継続した取り組みを行っています。

**深田委員：**この事業は手を挙げれば指定を受けられるということなのですか。

**櫻井委員：**これは、県が順繰りに県内の学校や地区を指定するものです。以前には、古河市、次に結城市、今回初めて守谷市で守谷中学校区が指定を受け、3年間研究を行ってきたということです。

**下村会長：**ほかに質疑はありませんか。ないようでしたら、引き続き事務局から報告をお願いします。

**事務局：**(分野別施策「③高齢者の人権」について報告)

**下村会長：**意見や質問などがありましたら、お願いします。

**深田委員：**(令和2年度調査9ページ下から2段目)【成年後見利用支援事業】について訊きます。守谷市では令和2年度の支援件数が2件ですが、私が調べたところ、取手市では141件でした。守谷市と取手市では状況が大きく違います。(取手市に住んでいる)知り合いに聞いたところ、取手市では市長が率先して支援制度を推進しているとのことです。守谷市でもこの制度がもっと活用されるようにしてもらいたいと思います。

**上田委員：**成年後見制度はメリットとデメリットがありますので、利用件数が多いから良い、少ないからダメということではないと思います。この制度については、その内容を十分に案内をして、利用者、高齢者の方に(制度を利用するかどうかの)判断していただくのが大切だと思います。

**田上委員：**民生委員としての経験からお話しします。認知度が下がってきた一人暮らしの高齢者が、近くに親戚が住んでいて、行政からも制度の説明を受けていても、なかなか自分のことを他人に任せることを承知しない(制度を利用しない)という例をいくつも見てきました。恐らく多くの案件を市は抱えていると思いますが、制度利用までには至っていないのが現状だと思います。私も利用件数が多いから良い、少ないからダメというものではないと思います。

**深田委員：**取手市では、市が本人に代わって申請をして、家庭裁判所から後見人を指名してもらうということを積極的にやっています。予算の関係もあると思いますが、守谷市でも行政が制度活用を促進してほしいと思います。

**下村会長**：本日の会議には担当課の職員が出席していませんので、当協議会の中で成年後見人制度について意見が出されたことを事務局から報告し、担当課で検討してもらおうということでいかがでしょうか。ほかに質疑などはありますか。ないようでしたら、次の分野の報告をお願いします。

**事務局**：(分野別施策「④障がい者の人権」について報告)

**下村会長**：意見や質問などがありましたらお願いします。

**田上委員**：市の職員において、障がい者の雇用はどのようになっていますか。少し前に、国や県の職員の障がい者雇用率について、算定基準の誤りなどが問題になっていたことがありました。

**事務局**：公務員の障がい者法定雇用率2.6%に対して、守谷市は2.73%です。人数は、市長部局が12人、教育委員会で4人となっています。

**月岡副会長**：令和2年度報告の11ページの最下段、【児童発達支援】で、こちらは未就学児童が対象となっていますが、就学後はどのような支援を行っているのですか。

**事務局**：各学校にあります特別支援学級に所属してもらって、ケアをしています。普通学級にいる児童生徒には、守谷市の学校には介護補助員がいますので、個別にケアをしています。未就学児童の保護者に対しても、小学校の入学が近づいてきたときに、特別支援学級の説明などを行っています。また、保護者と守谷市教育支援委員が在校時における必要なケアについて話し合いを持っています。

**月岡副会長**：介護支援員は特別な資格を持っているのですか。

**事務局**：特に資格はもっていませんが、特別支援学級の教員と連携し、必要な支援について情報共有をしています。

**深田委員**：(令和元年度、2年度報告11ページ下から3段目)【市教育支援委員会による調査、審議】で、令和元年度の審議件数が未就学児童25名、就学児童生徒65名、2年度の審議件数が未就学児童46名、就学児童生徒88名となっています。大きく増えているように感じるのですが、要因があるのですか。

**事務局**：審議は保護者からの要請などに基づいて行いますので、年度によって多少の変動があると思います。ただし、実感として、子どもの生育に関して困りごとを持つ人が増えていると思います。

**下村会長**：ほかに質問等がなければ、事務局から報告をお願いします。

**事務局**：(分野別施策「⑤同和問題」「⑥外国人の人権」「⑦感染症・難病患者等の人権」「⑧刑を終えて出所した人の人権」「⑨犯罪被害者等の人権」「インターネット等による人権侵害」について報告)

(意見、質疑等はなし)

**下村会長**：以上で、令和元年度及び2年度の守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理についての報告を終了します。

#### (4) その他

**下村会長**：事務局からお願いします。

**事務局**：今回は、コロナ禍で約2年間会議が開催できなかったため、2年度分の報告となりました。次回は1年度分となります。報告内容も精査して、より分かりやすいものにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

**下村会長**：以上で予定されておりました議事は、すべて終了しました。会議で検証・協議した内容は、今後の守谷市の人権施策に反映してもらいたいと思っております。

#### 5 閉 会

**事務局**：以上で「令和3年度第1回守谷市人権施策推進協議会」を閉会します。